

# 災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と株式会社塩崎テクノブレイン（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時において、無人航空機に関する必要な操縦技術等を有する民間事業者との連携により、災害現場の映像や画像などを撮影し甲に速やかに伝送することによって、災害状況を迅速に把握することを目的とする。

## （活動の内容）

第2条 活動の内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関する事項。
- (2) その他、必要と認められる事項。

## （協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると認める時は、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書（別に定める）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

## （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受け、対応が可能である場合は、情報収集を行うものとする。なお、協力実施に伴い乙が新たに被災する危険がある場合、あるいは、やむを得ない事情がある場合には、乙は甲の要請を拒否できるものとする。

## （活動に関する協議）

第5条 乙は、活動に関して甲と協議した上で、活動を実施するものとする。

## （活動報告）

第6条 乙は、災害時における活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を甲に報告するものとする。

## （記録物の帰属）

第7条 甲の要請に基づき乙が実施した業務に伴う映像記録、その他一切の記録物の権限は甲に帰属するものとし、乙は業務終了後、確実に甲に引き継ぐものとする。

## （費用負担）

第8条 甲の要請により乙が実施した業務の経費は、原則、甲が負担し、その額については、別途、甲乙協議の上、決定するものとする。

## （損害の負担）

第9条 活動の実施にともない、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議し定めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし、相互に確認するものとする。また、変更があった場合には速やかに届け出こととする。

(訓練等への参加)

第11条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、令和元年5月15日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも更新に関する申し出がないときは、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和元年5月15日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久 喜 市

久 喜 市 長 梅 田 修 一

埼玉県久喜市本町4丁目5番37号

乙 株式会社塩崎テクノブレイン

代表取締役社長 塩 崎 徹